

(目的)

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法にもとづき、獨協大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の適切な実施について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持ならびに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 外為法等 | 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれにもとづく安全保障輸出管理に関する政令、省令、通達その他の規則をいう。 |
| (2) 技術の提供 | 次に掲げる行為をいう。
イ 外国（外為法第6条第1項第2号に定める地域をいう。以下同じ。）における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又はこれらを目的とした国内における技術の提供（技術を記載し、若しくは記録した文書若しくは記録媒体を外国へ送付し、又は技術を電気通信により外国に向けて送信する行為を含む。以下同じ。）を行うこと。
ロ 非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又はそれを目的とした居住者への技術の提供を行うこと。 |
| (3) 貨物の輸出 | 外国を仕向地として貨物（外為法第6条第1項第15号に定める動産をいう。以下同じ。）を送付すること（貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）をいう。 |
| (4) 取引 | 技術の提供又は貨物の輸出をいう。 |
| (5) リスト規制技術 | 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までの中欄に掲げる技術をいう。 |
| (6) リスト規制貨物 | 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までの中欄に掲げる貨物をいう。 |
| (7) 該非判定 | 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。 |
| (8) 取引審査 | 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。 |
| (9) 大量破壊兵器等 | 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。 |
| (10) 通常兵器 | 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。 |
| (11) 開発等 | 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。 |
| (12) 居住者 | 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6—1—5，6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。 |
| (13) 非居住者 | 居住者以外の自然人及び法人をいう。 |
| (14) 特定類型該当者 | 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定にもとづき許可を要する技術を提供する取引又 |

- (15) 部局
- (16) 教職員

は行為について（４ 貿局第492号）１（３）サの①、②又は③に該当する者（自然人である居住者に限る）をいう。

本学の各学部、各研究科、各研究所及び各事務局をいう。

本学に雇用されて研究活動に従事している教員（以下「教員」という。）、専任事務職員（専任医療職員を含む。）（以下「職員」という。）、嘱託職員、臨時職員、及び部課室限定事務職員をいう。

- (17) 学生等

本学に在籍する学生、科目等履修生、聴講生、研究生をいう。

第３条 この規程は、教職員及び学生等が本学における教育、研究その他の活動として行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

（基本方針）

第４条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (１) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わない。
- (２) 取引にあたっては、外為法等及びこの規程（この規程により別に定めるものを含む。）を遵守する。
- (３) 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理にかかる体制の整備及び充実を図る。

（安全保障輸出管理最高責任者）

第５条 学長は、本学における安全保障輸出管理最高責任者（以下「輸出管理最高責任者」という。）となる。

- ２ 輸出管理最高責任者は、前条の基本方針にもとづき、輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行う。

（安全保障輸出管理統括責任者）

第６条 総合企画部長は、本学における安全保障輸出管理統括責任者（以下「輸出管理統括責任者」という。）となる。

- ２ 輸出管理統括責任者は、輸出管理最高責任者の指示にもとづき、本学における輸出管理に関する業務を統括する。

（部局安全保障輸出管理責任者）

第７条 各部局の長は、部局安全保障輸出管理責任者（以下「部局輸出管理責任者」という。）となる。

- ２ 部局輸出管理責任者は、当該部局における輸出管理に関する業務を統括する。

（安全保障輸出管理小委員会）

第８条 本学の学術倫理委員会の下に、輸出管理に関する重要事項を審議するため、安全保障輸出管理小委員会（以下「小委員会」という。）をおく。

- ２ 小委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (１) 輸出管理にかかる規程等の制定及び改廃に関する事項
 - (２) 輸出管理にかかる教育研修等の実施に関する事項
 - (３) 輸出管理にかかる監査に関する事項
 - (４) 輸出管理統括責任者から諮問された事項にかかる調査等に関する事項
 - (５) その他輸出管理に関する重要事項

- ３ 小委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (１) 輸出管理統括責任者
- (２) 各学部長
- (３) 各研究科委員長

- ４ 輸出管理統括責任者は、小委員会の委員長となる

- ５ 委員長は、小委員会を招集し、議長となる。

（事前確認）

第９条 教職員が、技術の提供若しくは貨物の輸出を行おうとするとき、又は自身が指導する学生等が技術の提供若しくは貨物の輸出を行おうとするときは、該非判定を実施し、取引審査の要否の自己判定を実施したうえで、取引審査を要すると判断したときは、その旨を部局輸出管理責任者に報

告しなければならない。

- 2 部局輸出管理責任者は、前項に定める報告に係る取引について、取引審査を要すると判断したときは、その取引の内容を輸出管理統括責任者に通知し、その確認を得なければならない。ただし、その確認が不要であると輸出管理統括責任者が事前に定めたものについては、この限りでない。

(取引審査)

第10条 教職員は、前条第2項の確認により取引審査の手続を要する旨の確認を得た取引を行おうとするとき、又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引を行おうとするときは、輸出管理統括責任者が指定する取引審査申請書を作成し、部局輸出管理責任者による一次の取引審査を経て、輸出管理統括責任者による二次の取引審査を受け、その承認を得なければならない。

- 2 輸出管理統括責任者が、前項に定める二次の取引審査をする場合には、小委員会の意見を聴取しなければならない。

- 3 教職員は、取引審査により承認が得られた取引について、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に追加が生じたとき、又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じたときは、改めて前条の事前確認を行うものとする。

(取引許可に係る申請)

第11条 輸出管理統括責任者は、前条第1項にもとづく承認を行った取引のうち、外為法等にもとづく経済産業大臣の許可が必要となる取引については、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

(技術の提供管理)

第12条 教職員は、技術の提供を行うときは、第9条及び第10条の手続が終了し、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員は、提供しようとする技術が外為法等にもとづく経済産業大臣の許可が必要なものであるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 教職員は、前各項の確認ができないときは、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第13条 教職員は、貨物の輸出を行うときは、第9条及び第10条の手続が終了し、及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、教職員は、当該貨物の輸出が外為法等にもとづく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
- 3 教職員は、前各項の確認ができないときは、当該貨物の輸出を行ってはならない。

(文書管理)

第14条 教職員は、輸出管理の手続に必要な文書、図面又は電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）の作成にあたっては、事実にもとづき正確に記載しなければならない。

- 2 教職員は、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録について、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の初日から起算して、10年間保管しなければならない。

(報告)

第15条 教職員は、外為法等若しくはこの規程に対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合、又は外国において技術若しくは貨物を紛失し若しくは盗難に遭った場合は、速やかに部局輸出管理責任者を經由して輸出管理統括責任者にその旨を報告しなければならない。

- 2 輸出管理統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき、又は違反したおそれがあるときは、速やかに学内の関係部署に対応を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。この場合において、当該報告の内容が特に重大な違反であるときは、あらかじめ輸出管理最高責任者に報告し、対応を協議するものとする。
- 3 輸出管理統括責任者は、第10条第1項に定める二次の取引審査において取引を承認したあと、当該取引について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれその他輸出管理上の懸念があることが明らかになったときは、遅滞なく輸出管理最高責任者に報告し、対応を協議するとともに、関係行政機関に報告し、その再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

(教育)

第16条 輸出管理統括責任者は、外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員に対し、輸出管理の教育研修を計画的に実施するものとする。

2 部局輸出管理責任者は、当該部局の教職員に対し、輸出管理について理解を深め、意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努めるものとする。

3 教職員は、自らの教育、研究その他の活動において、リスト規制技術等を保管し、又は使用する研究室等を利用する学生等に対し、外為法等及びこの規程の遵守についての理解を深めるため必要な教育研修を行うよう努めるものとする。

(監査)

第17条 輸出管理統括責任者は、本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程にもとづき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務に係る監査を定期的に行うよう努めるものとする。

(懲戒)

第18条 本学は、故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教職員又はこれに関与した教職員について、獨協大学懲戒委員会規程にもとづき、懲戒を行う場合の手續に付すものとする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、小委員会、学術倫理委員会、及び全学教授会の審議を経て、学長が行う。

(事務所管)

第20条 この規程に関する事務は、総合企画部総合企画課が行う。

附 則 (2025年規程第8号)

この規程は、2025年4月1日から施行する。